

公正価値測定及びその開示 ディスカッション・ポイント  
(2010.5.28)

ディスカッション・ポイント

(適用範囲等の検討) 審議事項(1) - 2を参照

- 我が国において時価が用いられている会計基準等のうち、通常の販売目的で保有する棚卸資産(ただし、トレーディング目的で保有する棚卸資産は対象となる)及びストック・オプションについては、IASBにおいてもほぼ同様のものを対象外とする方向であるため、コンバージェンスの観点から対象外とすることでどうか【会計基準第3項なお書き、第25項~第26項】。
- 本会計基準を導入するにあたっては、既存の会計基準等の定めを原則ベースの本会計基準に置き換える(つまり、既存の詳細な定めを多くを削除する)のではなく、本会計基準の考え方と不整合とならない限り、既存の定めを基本的に残すというスタンスでどうか(ただし、最低限必要なものについては適宜修正を検討する)。
- また、「時価」と「公正価値」の会計基準上の考え方は同じであると考えられることから、基本的に「公正価値」への用語の置換えは行わず、「時価」を「公正価値」と読み替えることでどうか【会計基準第3項】。

(コスト・アプローチについて)

- 企業結合時の取得原価の配分における時価を基礎とした測定を行うにあたって、有形固定資産についてはコスト・アプローチを用いる場合があるが、それを入口価格として整理すべきとの指摘がある。これについて、経済合理性を前提とすれば、企業が再調達する価格と市場参加者が再調達する価格は同じとなると考えられること、また、同じ市場での取引を前提とすれば、入口価格と出口価格は表裏の関係となることから、出口価格として整理しても実務への影響はないと考えられるがどうか。【会計基準第29項】

(現行規定の取扱いや文案の明確化)

- 活発な市場の定義は、十分な頻度かつ数量の取引をベースとし、継続的に価格情報が提供されていることであり、それを満たすのであれば、例えば、日本証券業協会が公表する価格(金融商品実務指針第50項)についても、商品によってはレベル1の公正価値に分類することとなることを明確化した。【会計基準第40項】
- ブローカーなどから提供された公表価格の利用について、IASBの公開草案をベースとした文案では分かりにくいという指摘があったため、専門家諮問パネルの報告書の内容を参考に、「公表価格がどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する必要がある」旨などの追記を行った。【適用指針第31項】

（ご参考）プロジェクトの状況

- 2009年8月に論点整理を公表し、同年11月12日の第189回企業会計基準委員会においてコメント対応（案）を審議済み。
- その後、IASB/FASBの審議状況もフォローしつつ、次のとおり金融商品専門委員会にて公開草案の文案の検討を行っている。

日時	議題
1月19日(火) 専門委員会	・11月27日に開催されたIASBのラウンド・テーブルの概要 ・12月のIASB/FASBの再審議のフォロー
3月16日(火) 専門委員会	・1～2月のIASB/FASBの再審議のフォロー
4月1日(火) 専門委員会	・3月のIASB/FASBの再審議のフォロー ・文案の検討 【公正価値の考え方】
4月19日(月) 専門委員会	・文案の検討 【公正価値の測定方法、公正価値に関する注記事項】
5月19日(水) 専門委員会	・文案の検討 ・本プロジェクトの適用範囲等の検討

- 今後の予定としては、4月12日に更新されたASBJのプロジェクト計画表に基づき、公開草案を6月末に公表し、年内に最終基準化を見込む。ただし、5月5日に公表されたIASBのWork Planによると、最終基準化が4Qに後ろ倒しとなっているため、以下の日程を再度見直す可能性がある。

	ASBJ	IASB/FASB
4月	文案の検討	IASB：開示に関する範囲を絞ったED FASB：Topic820を改訂する公開草案、コメント期間は8/16までの予定（IASBはこれをRequest for Viewsとして公表予定） FASB：円卓会議を開催
5月	公開草案	
6月		
3Q	コメント期間	
4Q	最終基準化	再審議 最終基準化

以上